



暮らし

国民健康保険のお知らせ

①国民健康保険証の郵送方法
10月の保険証更新から簡易書留での郵送を希望される方は申し込みが必要で、申し込みのないうちは、普通郵便で送付します。すでに申し込みされている方は申し込み不要です。

申し込み方法
●窓口(市役所21番窓口、勇払・のぞみ出張所)での申し込み
●保険証を持参し、備え付けの申込用紙に必要事項を記入
●郵送での申し込み(消印有効)
●保険証の記号・番号、住所、世帯主の氏名、電話番号を記載し、「簡易書留希望」と明記してはがきまたは封書で、〒053 8722旭町4丁目5番6号 国保課 電話での申し込みは不可。簡易書留は受け取りの際に受領印が必要。受領期間が過ぎると市役所に返送されます。

申し込み期限 9月1日(木)まで
②入院するときは申請を入院したときに病院での支払いが高額療養費の自己負担限度額で済む「限度額適用認定証」と、食事代を減額する「標準負担額減額認定証」を交付します。現在入院中の方は早めに申請してください。なお、認定証の有効期限が切れ



た方も改めて申請が必要です
対象 ●国民健康保険加入者で70歳未満の方
●限度額適用認定証 ●国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の方
●限度額適用・標準負担額減額認定証
申請に必要な物 国民健康保険証、現在お持ちの認定証、印鑑
住民税非課税の方で過去1年間の入院期間が90日を超える方は、ほかに入院期間を確認できる領収書または入院期間証明書が必要で

申請場所 国保課(市役所1階21番窓口、勇払・のぞみ出張所)
③高額療養費について
医療機関に支払った1カ月の自己負担額が高額となったとき、申請により高額療養費を支給します。

70歳未満の方
同じ月(1日~月末)に同じ人が同じ病院など(入院、通院、医科、歯科を別々に計算。平成22年3月以前の診療分は診療科も別に計算)に支払った2万1千円以上の自己負担額の合計が表1の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費となります。

表1 70歳未満 自己負担限度額(月額)

区分	世帯単位	
	3回目まで	4回目以降(注)
上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円 24,600円	

(注)過去12カ月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。区分についてはお問い合わせください

書、世帯主の預金口座番号が分かるもの)
高額療養費の受領委任払いについて
●外来などで医療費が高額となり、医療機関の支払いが一時的に多額となったとき、自己負担限度額のみを窓口で支払う方法です。医療機関の同意のうえ、国保課で手続きが必要です(手続きに必要な物「保険証、印鑑」)

表2 70~74歳 自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
	現役並み所得者	44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円

もの)
高額療養費の支給については各要件がありますのでお問い合わせください

低所得 該当の方が入院する場合には、自己負担限度額、食事代について適用を受けるには、病院窓口で「限度額適用・標準負担額認定証」の提示が必要です

70~74歳の方
入院の場合 同じ月(1日~月末)の医療機関ごとの個人の自己負担限度額は表2となります
外来などの場合 同じ月(1日~月末)に個人ごとに来来などの自己負担額を合計し、表2の自己負担限度額を超える場合は、申請により超えた額を支給します(申請に必要な物「保険証、世帯主の預金口座番号が分かる

④一部負担金の減免・猶予
震災、風水害など災害で資産に重大な損害を受けたり、失業などによる収入の減少で生活が困窮し、一時的に生活保護に準じる状況にある世帯で、医療費の支払いが困難な場合は申請により期間限定で医療費一部負担金の減免または猶予を受けることができます
提出書類 申請書および申請の要件ごとに証明書の提出が必要書類審査に時間を要しますので、病院などにかかる予定の方は早めに相談してください
減免などの期間 3カ月以内(猶予された一部負担金は猶予後6カ月以内に支払うことになり

ます)
要件や提出書類の詳細についてはお問い合わせください

⑤交通事故にあったときは届出を
国民健康保険に加入している方が、交通事故など第三者の行為によるけがで保険証を使用する場合は国保課に届出が必要です
届出に必要な物 保険証、事故証明書、印鑑など

詳細 国保課 ①☎(32)6418 ②☎(32)6425 ③☎(32)6428 ④☎(32)6428

後期高齢者医療保険について

東日本大震災で被災された方を対象に一部負担金や保険料などの減免を受けています。対象の方はご相談ください
詳細 高齢者医療課 ☎(32)6414

今月の納期

市・道民税	2期
国保税	3期

市税は納期内に納めましょう
納税には便利な口座振替をご利用ください

★夜間納税相談

市税

とき	8月25日(木)~31日(水)土・日・曜日を除く、いずれも20時まで
ところ・詳細	納税課(市役所2階2番窓口) ☎32 6274

国保税

とき	8月26日(金)~31日(水)土・日・曜日を除く、いずれも20時まで
ところ・詳細	国保課(市役所1階22番窓口) ☎32 6426

18時以降は庁舎東側の夜間出入口をご利用ください

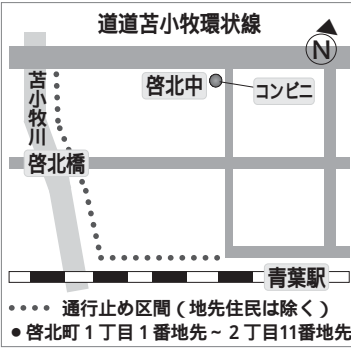
8月の献血

日	時間	場所
1日(月)	10:00~11:30	ホクレンショップ沼ノ端店
3日(水)	10:00~11:45	ダイナックス
8日(月)	10:00~13:00	苫小牧駅前プラザ e g a o
9日(火)	10:00~11:45	ハッピーワン系井店
10日(水)	10:00~12:00	イオン苫小牧ショッピングセンター
15日(月)	10:00~11:45	苫小牧警察署
16日(火)	10:00~13:00	フードD双葉食彩館
17日(水)	10:00~13:00	M E G A ドン・キホーテ
22日(月)	10:00~11:30	苫小牧店
31日(水)	10:00~13:00	王子総合病院
9/1(木)	10:00~12:00	付属看護学校
	13:30~16:00	のぞみコミュニティセンター
	13:30~16:00	勤医協苫小牧病院

日程は変更になる場合があります
詳細 市献血推進協議会(社会福祉協議会) ☎32-7111

下水道工事に伴う車両通行止め

次の道路区間について、8月中旬から12月中旬まで車両通行止めになります



詳細 下水道建設課 ☎(32)6618

北大苫小牧研究林内散策路の一部通行止め

高丘浄水場4号緩速ろ過池改良工事のため、散策路の一部通行止めになります

市民文化芸術振興助成事業の追加募集

詳細 文化振興課 ☎32-6752

市民文化芸術振興条例により、平成24年3月までに市内で文化芸術活動を行う市民、団体などの事業に助成を行います!

対象事業 9月から平成24年3月までに行う
●自主的な創作発表事業 ●自主的な鑑賞提供事業 ●講演会、研究会などの開催事業

ただし次の事業は対象外です ●営利、宗教、政治活動が目的の事業 ●申請者の年間活動事業 ●暴力団の利益になると認められる事業 ●特定の会員に限定した事業 ●個人的な出版に限られる事業 ●市または教育委員会からほかの補助金または会場使用料の免除を受ける事業 ●学校、事業所内団体の部活動、サークル活動 ●けいこ、習いごとの発表会など

助成額 対象経費の50%以内(上限は50万円)
対象経費は収入金額を控除した額
申請書 文化振興課で配布(ホームページからダウンロードもできます <http://www.city.akomai.hokkaido.jp/> で文化振興課 検索)

申し込み 8月1日(月)から19日(金)までに申請書に必要事項を記入し、直接文化振興課(市役所第2庁舎2階)へ



止めになります。工事看板や係員の指示に従ってください
期間 9月1日(木)から平成24年3月19日(月)まで
詳細 水道整備課 ☎(32)6587

広告

広告